

子どもの健やかな成長のために

～離婚後の「養育費の支払」と「面会交流」の実現に向けて～

子どもの養育に関する 合意書作成の手引きとQ&A

子どもにとって、両親の離婚はとても大きなできごとです。

子どもがこれを乗り越えて健やかに成長していけるよう、離婚をするときに親としてあらかじめ話し合っておくべきことに、「養育費」と「面会交流」があります。このパンフレットでは、「養育費」と「面会交流」の取り決め方やその実現方法について分かりやすく説明しています。



法務省
2021年版

法務省ホームページでは、離婚の際に
考えておくべきことを簡潔にまとめた
ものをご紹介しますので、併せて
ホームページもご覧ください。



(法務省ホームページ)

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html



～ 目 次 ～

■ 養育費について	3 ページ
■ 面会交流について	4 ページ
■ 合意書のひな形について	5 ～ 6 ページ
■ Q & Aについて	7 ～ 11 ページ
■ 債務者の財産開示手続、 第三者からの情報取得手続	12 ～ 13 ページ
■ 合意書のひな形	14 ～ 15 ページ
■ 問い合わせ先	裏表紙



養育費の取り決めについて

養育費とは

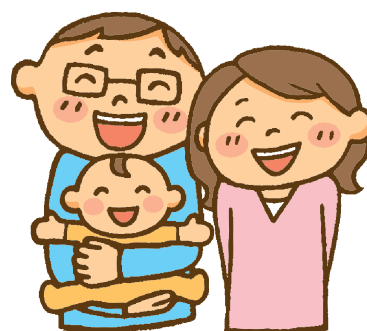
養育費とは、**子どもを監護・教育するために必要な費用**のことをいいます。

一般的には、経済的・社会的に自立していない子どもが自立する（例えば、大学等を卒業する）までに要する費用を意味し、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などがこれに当たります。

親の子どもに対する養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても**自分と同じ水準の生活を保障する**という強い義務（生活保持義務）だとされています。

子どもがいる夫婦が離婚する場合、基本的にはどちらか一方が親権者となって子どもを養育することになりますが、離婚により親権者でなくなった親であっても、また、**子どもと離れて暮らすこととなった親であっても、子どもの親であることに変わりはありませんから、子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務**があります。

子どもに対し、親としての経済的な責任を果たし、**子どもの成長を支える**ことは、とても大切なことです。



養育費の取り決めについて

養育費は、子どものためのものですから、**子どもと離れて暮らすことになる親と子どもとの関係を大事にするためにも、離婚時にきちんと取り決めておく**ようにしましょう。新しい生活の始まりからすぐに養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法などを具体的に決めておくのがよいでしょう。養育費の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、口約束ではなく、**書面に残しておく**ようにしましょう（できれば「公正証書」にするのがよいでしょう。）。

養育費の支払は、長い年月継続するものです。その間、子どもと一緒に暮らす親にすれば、子どもの病気などにより監護費用が増えることもあるでしょうし、離れて暮らす親にすれば、再婚により扶養家族が増えたりすることもあるでしょう。**事後的な事情の変更がある場合には、いったん取り決めた養育費の増額や減額を他方の親に求めることができる場合があります。**



なお、離婚時の取り決めや、その後の増額又は減額について、当事者間で話し合いができないときは、家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いがつかない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになりますが、養育費は、子どもの成長を支えるためにとても大切なものですので、審判であってもその結果を受け入れ、親として養育費の支払を継続していく必要があります。

面会交流の取り決めについて

面会交流とは

「面会交流」とは、子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

子どもは、両親の離婚という大きなできごとを経験して、「自分が悪いことをしたのでこんなことになってしまったのではないか?」、「自分を嫌いになっていなくなってしまったのではないか?」などと不安な気持ちになったりします。面会交流は、そんな子どもに、父母それぞれの立場から、「あなたが悪いんじゃないよ。」「離れて暮らしているけど、どちらの親もあなたのことを好きなんだよ。」という気持ちを伝えていく一つの方法です。

離婚によって夫婦は他人になっても、子どもにとっては父母はともにかけがえのない存在です。面会交流は、そんな子どものために行うものです。子どもは、面会交流を通して、どちらの親からも愛されている、大切にされていると感じることで、安心感や自信をもつことができ、それが、子どもが生きていく上での大きな力となります。

面会交流の取り決めについて

面会交流は子どもの健やかな成長のためにとても大切なことであり、子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、**父母双方の協力が欠かせません**。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

面会交流の方法や時期、回数などについては、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。また、親同士がお互いに守らなければならないルールについてもしっかりと決めておくようにしましょう。**面会交流の取り決めは、後日その取り決めの有無や内容について紛争が生じないように、書面に残しておくようにしましょう。**

面会交流は、長い年月に渡って行われるものです。また、時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。**取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。**



なお、話し合いができないときは家庭裁判所に調停又は審判を申し立てることができます。通常はまず調停を行い、調停でも話し合いが見つからない場合は、最終的には家庭裁判所の審判で決めることになりますが、面会交流は、子どもの健やかな成長をねがって行うとても大切なものですから、審判であってもその結果を父母が受け入れて協力しあうことが不可欠です。



「子どもの養育に関する合意書」について

14ページに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」は、お子さんの「養育費」及び「面会交流」について父母がお互いの約束事を証明する文書です。2通作成し、双方で1通ずつ保管してください。この文書は、離婚届を出す際に、提出しなければならない文書ではありませんが、お子さんのためにも、できる限り作成するようにしてください。

1 養育費について

親権者を決めるのと並行して、お子さんのために養育費についても決めておきましょう。お子さんそれぞれについて、金額・支払期間・支払時期などを具体的に決めておきましょう。

① 金額

原則として話し合いで決めることとなりますが、その際には裁判所が公表している「養育費算定表」が参考となります（Q & Aの第5問参照）。

② 支払期間

支払の始期と終期を決めておきましょう。終期については、大学等への進学の可能性などを踏まえて、その子が経済的に自立することが見込まれる時期を考え、お子さんの成長のために十分な期間を設けておくようにしましょう（Q & Aの第6問参照）。また、終期について定める場合は、「〇年〇月〇日まで」とか「22歳に達した後の3月まで」などと、具体的に定めましょう（Q & Aの第7問参照）。

③ 支払時期

支払の時期を決めておきましょう。毎月一定の金額を支払う例が多いようですが、経済状況等によりある程度の期間の分を一括して支払うことも可能です。

④ その他

定額の養育費とは別に、入学金や大学等の授業料等、特別な出費が生じた場合に、どのように父母が負担するのか決めておくとういでしょう。お子さんが健やかに成長するためには、いろいろとお金が必要になるものです。



作成に当たっての注意事項

- 1 合意書は、離婚届を提出する際に、提出しなければならない文書ではありませんし、合意書を作成しないと離婚届が受理されないということもありますが、お子さんが両親の離婚後も健やかに成長していけるよう、作成するように努めてください。
- 2 14ページの参考書式は、様式が定まっているものではなく、一般的に必要なと考えられる項目を記載しているものですので、父母双方が、お子さんの立場にたって、事案に応じて充実した内容を取り決めてください。



2 面会交流について

面会交流は、子どものためのものですので、お子さんにとってどのような面会交流が望ましいかという視点から、具体的な条件を取り決めておきましょう。

① 面会交流の内容

日帰りの面会交流、宿泊を伴う面会交流などが考えられます。手紙や電話、SNSのやりとりを認めるかなども決めておきましょう。

② 面会交流の頻度

週又は月に何回程度面会交流を実施し、1回につき何時間程度の面会交流を実施するか、宿泊を伴う場合は何泊にするかなどを決めておきましょう。夏休みなどお子さんに長期の休みがある場合には、一定期間の宿泊を伴う面会交流を実施することも考えられます。

③ その他特記事項

待ち合わせ場所や、プレゼントに関する取り決め、事情が変わった場合の連絡先などを取り決めておくことが考えられます。

(注) なお、相手からDV被害を受けるおそれがあるなど、面会交流をすることが子どもの最善の利益に反する場合にまで、面会交流を行う必要はありません。



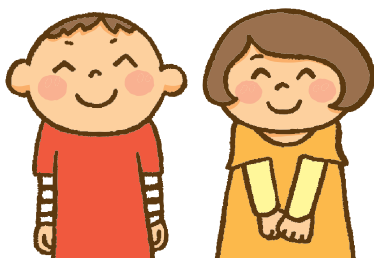


「養育費と面会交流についてのQ&A」

ここでは、養育費と面会交流について、よくある質問とその説明を掲載しています。養育費と面会交流の取り決めをするに当たり、よく読んでいただき、お子さんの健やかな成長のために、最適な養育費と面会交流の取り決めをするようにしてください。

Q1 養育費や面会交流の取り決めをしなければ離婚することができないのですか。

A1 養育費や面会交流の取り決めをしていなくても離婚をすることはできます。しかし、民法には、離婚の際に両親が協議で定めるべき事項として養育費の分担や面会交流が定められており、養育費や面会交流の取り決めをする際には子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと定められています。離婚という結論を出すまでには、様々ないきさつや事情があり、親にとっても、それを乗り越えて新しい生活を築いていくことは大変なことですが、それは子どもにとっても同じことであり、子どもが両親の離婚を乗り越えて健やかに成長することができるためにも、養育費や面会交流の取り決めはとても重要です。可能な限り、離婚までに養育費や面会交流の取り決めをしておくことが望ましいですが、離婚した後でも取り決めをすることはできます。



養育費について

Q2 養育費の取り決めはどのようにしたらよいのですか。

A2 まずは話し合いましょう。取り決めをする際には、養育費の支払がスムーズに行われるように、養育費の金額、支払期間、支払時期、振込先などを具体的に決めておくといよいでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくといよいでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

また、養育費の取り決めを一定の条件を満たす公正証書（執行証書）によってした場合には、実際に支払ってもらえない場合に強制執行の手続を利用することもできますので（詳細についてはQ8も参照してください。）、公正証書の利用も検討してみるといいでしょう。公正証書の利用については、最寄りの公証役場にご相談ください。

Q3 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいでしょうか。

A3 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦、

親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所にすることができます。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることとなります（家事調停手続から家事審判手続に移行するのに新たな申立てをする必要はありません。）。



Q4 家事調停の申立てをする場合には、どのくらいの費用や期間がかかりますか。

A4 養育費についての家事調停を申し立てるに当たっては、子ども1人につき1200円が必要となります（収入印紙で納めることになります。）。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要となりますが、詳細については、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

養育費に関する家事調停手続についての平均的な審理期間は、家事審判手続に移行した場合も含め、約5か月程度といわれています。

Q5 養育費の金額はどのように決めればよいのですか。

A5 基本的には話し合って決めることとなりますが、その際には、裁判所が公表している「算定表」が参考になります。この「算定表」は、家庭裁判所の実務においても参考にされているものです。もっとも、養育費は、個別具体的な事案に応じて決められるものであり、「算定表」は目安となるものです。

この「算定表」は、裁判所ウェブサイト (https://www.courts.go.jp/toukei_siryou/siryo/H30shihou_houkoku/index.html) 等で見るることができます。

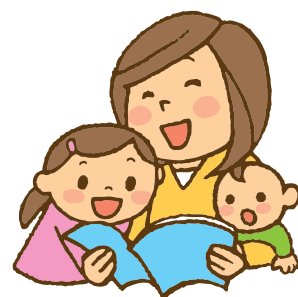


Q6 養育費は、子どもが未成年の間だけ支払えばよいのではないですか。

A6 養育費は、子どもが自ら稼働して経済的に自立することを期待することができない場合に支払われるべきものであり、その支払期間の終期は、子どもが未成年かどうかで一律に決まるものではありません。

例えば、子どもが成年に達した後であっても、大学在学中については、その子どもが自ら稼働して経済的に自立することを期待することは一般的に困難ですから、養育費の支払義務を負う場合が多いと考えられます。

養育費の支払期間の終期について取り決めるに当たっては、子どもの大学等への進学の可能性などを踏まえて、その子どもが経済的に自立することが見込まれる時期を考慮し、子どもの成長、そして自立のために十分な期間を設けておくようにしましょう。



Q7 養育費の支払期間については、どのような定め方をすればよいですか。

A7 養育費の支払期間の終期については、具体的に「〇年〇月〇日まで」や、大学進学を見据えて「子が22歳に達した後の3月まで」といった定め方をしましょう。

なお、成年年齢は2022年4月1日に18歳に引き下げられます。そのため、「子どもが成年に達するまで」といった定め方では、後に混乱や紛争を招くおそれがありますので、避けましょう。

Q8 養育費の取り決めをしましたが、支払ってもらえません。どうしたらいいですか

A8

①履行の確保の手続

養育費の分担が家事調停や家事審判等で決められた場合には、相手に対してそれを守るよう勧告することを家庭裁判所に求めることができます（この手続に費用はかかりません。）。また、相手に取り決めの履行を命じるよう家庭裁判所に申し立てることもできます（相手が正当な理由なくこの命令に従わないときは、過料の制裁に処せられることがあります。）。この命令の申立てには1件につき500円の手数料が必要です。なお、これらの手続では相手の財産の差押えなどはできません。

②強制執行の手続

養育費の分担が、一定の条件を満たす公正証書（執行証書）や、家事調停又は家事審判等で決められた場合には、これらの文書（債務名義）を用いて、相手の財産を差し押さえるなどしてそこから養育費を回収する手続（強制執行）を利用することができます。また、相手にどんな財産があるか分からないときは、12～13ページ記載の2つの手続を利用することができます。

なお、債務名義がない場合（掲載されている

「子どもの養育に関する合意書」によって取り決めた場合も同様です。）には、改めて、執行証書を作成するか、家庭裁判所に家事調停等の申立てをすること等が必要となります。裁判所での手続については裁判所ウェブサイト(https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_kazi/youikuhi-tetsuzuki/index.html)等で見ることができます。



Q9 一度取り決めた養育費の額を変更することはできますか。

A9

養育費の額を取り決めた後にお互いの経済状況等が変化した場合、一度取り決めた養育費の額を変更することができる場合があります。その方法としては、当事者間の話し合いによる方法や、家事調停や家事審判による方法があります。

Q10 離婚前の別居中でも養育費の請求ができますか。

A10

離婚前でも、別居して子どもを育てている場合には、子どもを育てている方の親は、他方の親に、「婚姻費用の分担請求」により、子どもを育てるのに必要な費用を含めた生活費の支払を求めることができます。上記裁判所ウェブサイト等を参考にしてください。

Q11 面会交流に応じなければ、養育費を支払ってもらえないのですか。

A11

そのようなことはありません。養育

費の支払と面会交流とは別問題ですので、面会交流に応じなければ養育費を支払ってもらえないということにはなりません。養育費の支払と面会交流の実施のどちらの場面においても子どもの幸せを第一に考えましょう。

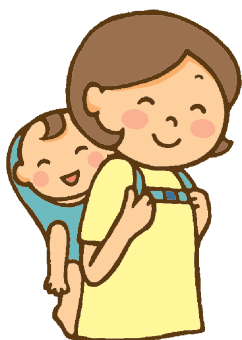
面会交流について

Q12 面会交流の取り決めはどのようにしたらよいのですか。

A12 まずは話し合いましょう。取り決める際には、面会交流がスムーズに行われるように、面会交流の内容、頻度などを決めておくとういでしょう。また、取り決めた内容については、後日、紛争が生じないように、口約束ではなく、書面に残しておくとういでしょう。その際には、このパンフレットに掲載されている「子どもの養育に関する合意書」を参考にしてください。

Q13 面会交流の内容や頻度については、どのように取り決めたらよいのですか。

A13 面会交流は、子どものためのものであり、面会交流の取り決める際には、子どもの利益を最も優先して考慮しなければなりません。したがって、面会交流の内容や頻度については、子どもが安心して面会交流を楽しめるように、子どもの年齢や健康状態、生活状況等を考えながら無理のないように決めることが大切です。



子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせません。夫と妻という関係から子どもの父と母という立場に気持ちを切り替え、

子どもの親同士というパートナーとして協力しましょう。

また、面会交流は、長い年月にわたって行われるものです。時間の経過とともにお子さんは成長し、養育環境も変化します。取り決めを守って安定した交流を行うことに加え、状況に応じてお互いに話し合い、協力し合いながら、子どもにとって最もよい面会交流を行っていくことが大切です。

Q14 相手が話し合いに応じてくれない場合や、話し合いがまとまらない場合は、どうしたらよいのでしょうか。

A14 家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。家事調停手続は、夫婦、親子、親族などの間のもめ事について、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場で、それぞれから言い分をよく聴きながら、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。

家事調停の申立ては、相手の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所にすることになります。

家事調停手続においても話し合いがまとまらなかった場合には、家事調停手続は終了しますが、引き続き、家事審判手続に移行し、そこで必要な審理が行われた上で、審判という裁判によって結論が示されることとなります（家事調停手続から家事審判手続に移行するのに新たな申立てをすることは必要ありません。）。

Q15 家事調停の申立てをする場合には、どの程度の費用や期間がかかりますか。

A15 面会交流についての家事調停を申し立てるに当たっては、子ども1人につき1200円が

必要となります（収入印紙で納めることとなります。）。そのほかにも、連絡用の郵便切手が必要となりますが、詳細については、申立てをする家庭裁判所に問い合わせてください。

面会交流に関する家事調停手続についての平均的な審理期間は、家事審判手続に移行した場合も含め、約9か月程度といわれています。



Q16 面会交流の取り決めをしました、相手が応じてくれません。どうしたらいいですか。

A16 子どもにとって望ましい面会交流を行うためには、父母双方の協力が欠かせませんので、可能であれば、もう一度、話し合いをしましょう。その際には、家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます（既に家庭裁判所の家事調停手続を利用している場合であっても、再度、面会交流の内容等を決め直すこともできます。）。

また、面会交流が家事調停や家事審判等で決められている場合には、家庭裁判所における履行の確保の手続を利用することができます。家庭裁判所に対して申出をすると、家庭裁判所では、相手に取り決めを守るように説得したり、勧告したりします（養育費の場合と異なり、履行命令の制度は利用することができません。）。この手続には費用はかかりませんが、相手が履行勧告に応じない場合に、この手続の中で強制的に面会交流を実現することはできません。

さらに、家事調停や家事審判等で面会交流の日時等を具体的に特定した取り決めがされている場合には、強制執行として、間接強制（一定の期間内に履行しない場合に間接強制金を課す

ことで義務者に心理的圧迫を加え、自発的な面会交流の実施を促す手続）を利用することができます。どの程度まで面会交流の内容が特定されていれば間接強制をすることができるのかについては、弁護士等の専門家に相談するとよいでしょう。

相談先について

Q17 養育費や面会交流についてもっと詳しく知りたいのですが、どこに相談に行けばいいですか。

A17 地方公共団体によっては、相談窓口を設置したり、無料法律相談等を行ったりしているところがありますので、まずは、各地方公共団体に聞いてみるとよいでしょう。

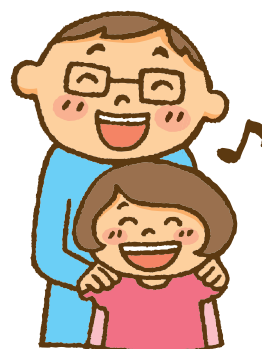
また、養育費相談支援センターにおいても養育費や面会交流についての相談に応じますし、この他全国に母子家庭等就業・自立支援センターが設置されており、そこでも養育費や面会交流についての相談に応じている所があります。

裁判手続や強制執行手続等の法制度について知りたい場合や、それらの手続に必要な弁護士費用等を支払う経済的余裕がない場合には、日本司法支援センター（法テラス）に問い合わせるとよいでしょう。

親同士のみ話し合いが難しければ、弁護士や民間のADR機関といった第三者に間に入ってもらい、取り決めをすることも考えられます。

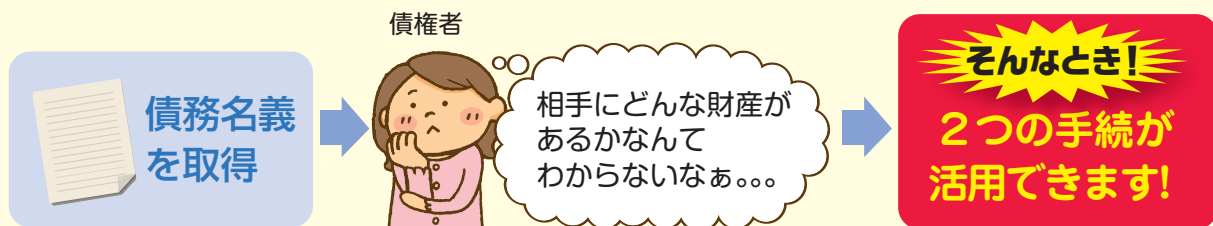
さらに、家事調停の申立て等をお考えであれば、必要な書類等の手続面について、各家庭裁判所に問い合わせることもできます。

具体的な問い合わせ先は、裏表紙をご参照ください。



債務者の財産開示手続、 第三者からの情報取得手続

強制執行の申立て



1 債務者の財産開示手続

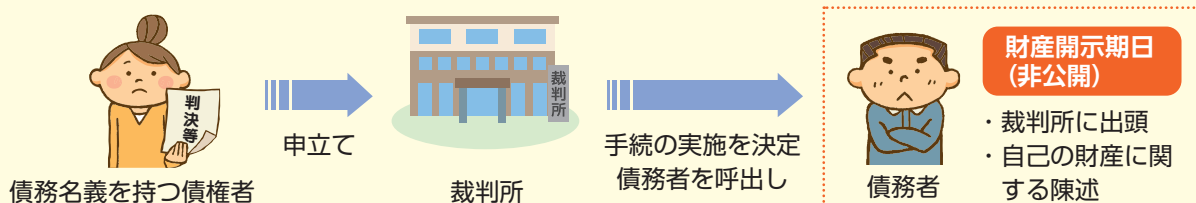
- 債務者の財産に対して強制執行を実施するには、裁判所に強制執行の申立てをする必要があります。

そして、強制執行の申立てをする際には、債務者のどの財産を対象とするのかを特定する必要があります（※）。

（※）例えば、①預貯金を差し押さえるには、債務者の預貯金を取り扱う金融機関名、店舗（支店等）等を、②給与を差し押さえるには、債務者の勤務先の名称、所在地等を、③不動産を競売にかけるには、債務者の所有する不動産の所在、地番等を、それぞれ申立書に記載する必要があります。

- 養育費や婚姻費用の支払を受けられない場合、民事執行法には、債務者を地方裁判所に呼び出し、どんな財産をもっているかを裁判官の前で明らかにさせる手続があります（財産開示手続）。

債務者の財産開示手続



ポイント①

強制執行に必要な債務名義（調停調書、審判書や執行証書など）を有していれば、その種類を問わず誰でも申立てが可能。

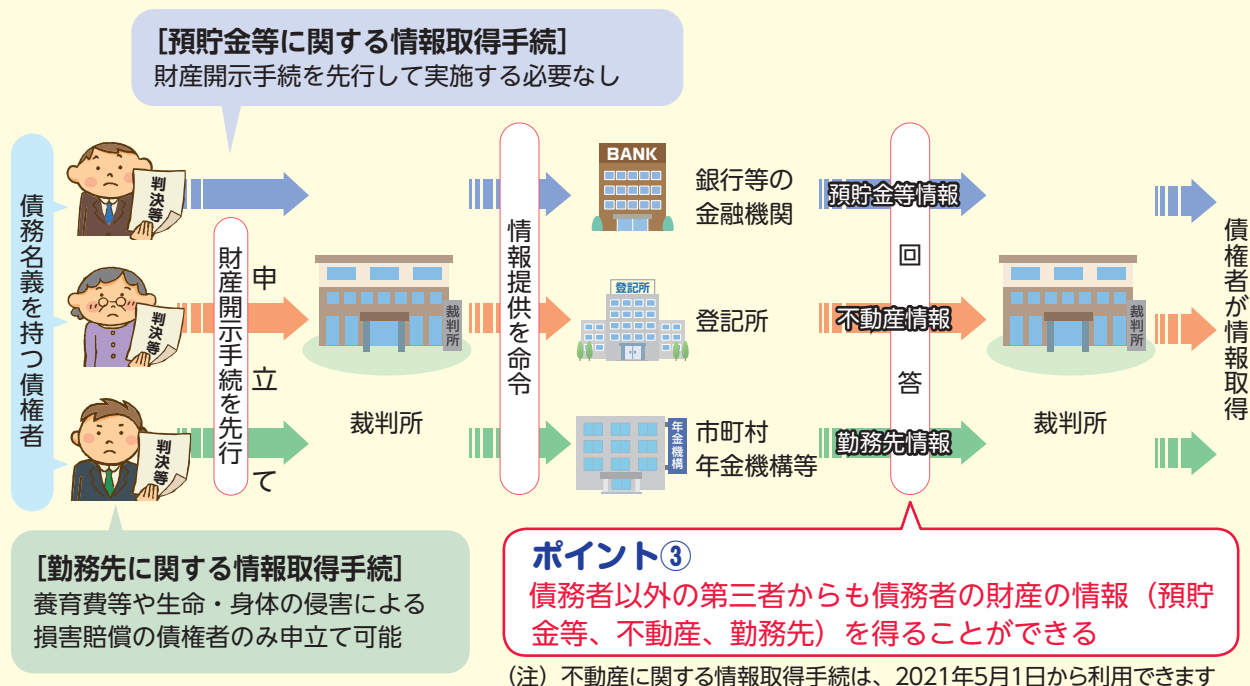
ポイント②

債務者の不出頭等に対する罰則あり（6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。

2 第三者からの情報取得手続

- 養育費や婚姻費用の支払を受けられない場合、債務者以外の第三者からも、債務者の財産に関する情報を得ることができます。

第三者からの情報取得手続



- ◎ 債務名義を有する方であれば、裁判所に申立てをして、債務者の財産に関する情報のうち、①預貯金等については銀行等に対し、②不動産については登記所に対し、③勤務先については市町村等に対し、強制執行の申立てに必要な情報の提供を命じてもらうことができます。

ただし、債務者の不動産と勤務先に関する情報取得手続については、それに先立って、債務者の財産開示手続を実施する必要があります（預貯金等に関する情報取得手続については、その必要はありません。）。

また、債務者の勤務先に関する情報取得手続の申立てをすることができるのは、**<養育費等の支払>**や**<生命又は身体の侵害による損害賠償金の支払>**を内容とする債務名義を有している債権者に限られます。

これらの手続に関して、法テラスの民事法律扶助を利用できる場合があります。
(※詳しくは、本パンフレット裏表紙記載の法テラスにお問い合わせください。)

その他の具体的な内容は、法務省ホームページ
(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00247.html)
も併せてご覧ください。



(法務省ホームページ)

子どもの養育に関する合意書

作成日

年

月

日

父		母	
ふりがな		ふりがな	
氏 名		氏 名	
住所	〒 電話 メール	住所	〒 電話 メール
勤務先	名称 所在地 〒	勤務先	名称 所在地 〒

子ども

1	ふりがな 氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母	2	ふりがな 氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母
3	ふりがな 氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母	4	ふりがな 氏 名	年 月 日生 親権者 父 ・ 母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子1	年 月 日から 年 月 日まで 歳に達した後の3月まで	☐ 1か月当たり 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐	☐ 毎月 日 ☐ 年 月 日 ☐
子2	年 月 日から 年 月 日まで 歳に達した後の3月まで	☐ 1か月当たり 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐	☐ 毎月 日 ☐ 年 月 日 ☐
子3	年 月 日から 年 月 日まで 歳に達した後の3月まで	☐ 1か月当たり 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐	☐ 毎月 日 ☐ 年 月 日 ☐
子4	年 月 日から 年 月 日まで 歳に達した後の3月まで	☐ 1か月当たり 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐	☐ 毎月 日 ☐ 年 月 日 ☐
振込先 金融機関 銀行 支店 口座の種類 普通 ・ 当座 口座番号 口座の名義		その他	

面会交流

	面会交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	☐ 宿泊なし面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
子2	☐ 宿泊なし面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
子3	☐ 宿泊なし面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
子4	☐ 宿泊なし面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()

その他 (連絡方法や留意事項等を自由にお書きください)

子どもの養育に関する合意書（記入例）

作成日 2021 年 1 月 31 日

父		母	
ふりがな	ほうむ たろう	ふりがな	ほうむ はなこ
氏 名	法務 太郎	氏 名	法務 花子
〒	〇〇〇-〇〇〇〇	〒	〇〇〇-〇〇〇〇
住所	〇〇県△△市□□町●-▲-■	住所	〇〇県△△市■□町▲-■-●
電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	電話	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メール	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp	メール	〇〇〇〇@〇〇.ne.jp
名称	〇〇〇株式会社	名称	□□□株式会社
所在地 〒	〇〇〇-〇〇〇〇	所在地 〒	〇〇〇-〇〇〇〇
勤務先	〇〇県△△市●●町▲-■-●	勤務先	〇〇県■□市□□町●-▲-■

子ども

1	ふりがな	ほうむ まもる	2012 年 5 月 1 日生	2	ふりがな	ほうむ あゆみ	2014 年 8 月 1 日生
	氏 名	法務 まもる	親権者 父・母		氏 名	法務 あゆみ	親権者 父・母
3	ふりがな		年 月 日生	4	ふりがな		年 月 日生
	氏 名		親権者 父・母		氏 名		親権者 父・母

養育費

	支払期間	金額	支払時期
子1	☐ 年 月 日まで 2021 年 2 月 1 日から ☒ 子1が22歳に達した後の3月まで ☐ まで	☒ 1か月当たり 〇万 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐ 円	☒ 毎月 25 日 ☐ 年 月 日 ☐ 円
子2	☐ 年 月 日まで 2021 年 2 月 1 日から ☒ 子2が22歳に達した後の3月まで ☐ まで	☒ 1か月当たり 〇万 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐ 円	☒ 毎月 25 日 ☐ 年 月 日 ☐ 円
子3	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで	☐ 1か月当たり 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐ 円	☐ 毎月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 円
子4	☐ 年 月 日から ☐ 年 月 日まで ☐ 歳に達した後の3月まで ☐ まで	☐ 1か月当たり 円ずつ ☐ 年/月分 円 ☐ 円	☐ 毎月 日 ☐ 年 月 日 ☐ 円
振込先 (子1及び子2の養育費の振込先)		その他	
金融機関 〇〇 銀行 △△ 支店 ☐ 座の種類 普通 当座 ☐ 座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇 ☐ 座の名義 ホウムハナコ		子1及び子2が高校・専門学校、大学等に進学した場合の費用等の負担については、別途協議する。	

面会交流

	面会交流の内容と頻度	受け渡しの場所	父母連絡方法
子1	☒ 宿泊なし面会 (〇〇か月に〇回程度, ☐) ☒ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☒ 夏休みに〇泊程度) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☒ (公園入口)	☒ SNS (〇〇〇) ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
子2	☒ 宿泊なし面会 (〇〇か月に〇回程度, ☐) ☒ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☒ 夏休みに〇泊程度) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☒ (公園入口)	☒ SNS (〇〇〇) ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
子3	☐ 宿泊なし面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()
子4	☐ 宿泊なし面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ 宿泊あり面会 (☐ に 回程度, ☐) ☐ (☐ に 回程度, ☐)	☐ () の自宅近く ☐ 双方の自宅の中間地点 ☐ その都度協議 ☐ ()	☐ SNS () ☐ メール ☐ 手紙 ☐ 電話 ☐ ()

その他（連絡方法や留意事項等を自由にお書きください）

- ・〇時に〇〇公園入口で受け渡し。〇時から〇時まで。詳細については〇〇〇で協議する。
- ・宿泊を伴う面会中の滞在場所は、事前に知らせる。
- ・遠方への転勤・転居など事情が変わった場合は、再度協議する。



「養育費」と「面会交流」の関係について

「養育費」は子どもの生活を支えるもの、「面会交流」は子どもの健やかな成長を願って行うもので、どちらも子どもにとって必要なものです。

離婚をする際には、できる限り、お子さんのために「養育費」と「面会交流」の取り決めをするようにしてください。

問い合わせ先

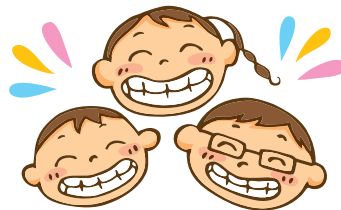
- 法的トラブルについてのお問い合わせは

日本司法支援センター（法テラス）

<http://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル 0570-078374

（IP 電話からは 03-6745-5600）



- 法務大臣の認証を受けたADR（かいけつサポート）については

<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>

あなたと相手方との話し合いをサポートする民間業者もいます。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00144.html

※ 家族の問題を取り扱っているかいけつサポートが掲載されています。



- 養育費については

養育費相談支援センター

フリーダイヤル 0120-965-419

（携帯電話等からは 03-3980-4108）

info@youikuhi.or.jp（E-mail）

<http://www.youikuhi-soudan.jp/index.html>

または、最寄りの母子家庭等就業・自立支援センター

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062967.html>



- 公正証書については

日本公証人連合会（公正証書について）

<http://www.koshonin.gr.jp>



※ 全国の公証役場の所在地等を調べることができるとともに、公正証書の作成などに準備する資料・手数料等の情報が掲載されています。

- 申立てを行うための手続、必要書類、費用等については

最寄りの家庭裁判所

<https://www.courts.go.jp>



※ 全国の家庭裁判所の所在地等を調べることができます。また、家事調停手続等の申立書書式、手続案内リーフレット、子どもに関する話し合いをするときに心がけたい事項についての説明動画等の情報が掲載されています。

- ひとり親家庭支援施策全般については、お近くの自治体まで

法務省民事局参事官室

TEL 03-3580-4111

<http://www.moj.go.jp>

